

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 25 日

鳥取県立図書館長 西尾 麻都子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 8 年 1 月 20 日から同月 31 日まで（うち、令和 8 年 1 月 26 日は除く）

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添令和 7 年度鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）仕様書（以下「仕様書」という。）の 3 から 6 までに示す業務の派遣労働者 1 人の就業時間 1 日当たりの単価（税抜）に予定日数及び派遣労働者予定人数を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第 4 号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）に実績日数の合計及び派遣労働者数を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定日数及び派遣労働者予定人数は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が人材派遣の人材派遣に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、県内事業所について労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101
鳥取県立図書館総務課
電話 0857-26-8155
電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 11 月 25 日（火）から同年 12 月 9 日（火）までの間にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ（<http://www.library.pref.tottori.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 年 11 月 25 日（火）から同年 12 月 9 日（火）までの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、同年 11 月 30 日（日）は休館のため、図書館駐車場側の職員通用口から入館すること。

イ 交付場所

（1）に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 2 時 即時開札。

イ 場所

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101
鳥取県立図書館 2 階 大研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和 7 年 12 月 9 日（火）正午までに郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の単価（税抜）に仕様書 3 に規定する日数及び仕様書 7 に規定する人数を乗じて得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、「仕様書」中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。